

中間試案

競 漕 規 則

(公益社団法人日本ボート協会)

第1章 総 則

【現行第1条改定－基本理念、解釈・運用基準の明確化等】

第1条（目的・精神）

- 1 本競漕規則（以下、単に「本規則」という。）は、公正・公平、かつ透明性の高い競漕環境の提供の基本となる事項を定めるとともに、ボート競技に携わる団体や競技参加者等の権利と責務を明らかにすることで、我国におけるボートの競技力および国際競技力を強化し、ボート競技の国内普及を図ることを目的とする。
- 2 本規則は、次の精神に立脚して規定されたものであり、この精神に沿って解釈、運用されるものとする。

(1) アスリートファースト

本規則は、アスリートファーストの理念の下、アスリートが安全で健康的で快適な環境で、その持てる力を最大限に発揮し、公平公正に戦えることを目指し、規則、慣習、考え方、情報、施設設備、組織などをできる限り、日本国内の大会でも準拠・採用することで、世界に伍し得る競漕環境を提供しようとするとともに、これに参加するアスリートに、世界基準の規則、慣習や考え方に習熟することで、一層の成長を促そうとするものである。

(2) 普及

本規則は、頂点を高くするには裾野を広げなければならないとの考えに基づき、日本国内の津々浦々まで、あらゆる形態のボート競技を普及させることを目的とする。

【新設－用語、概念、効果の明確化等】

第2条（定義・効果等）

本規則における用語の定義は、次のとおりとする。

1 ボート競技（以下、「ボート」という。）

オールを単純な二次元の槳子の原理で使い、艇の進行方向に背を向けて座り、一人もしくはより多くの漕手の筋力で、水上に浮かぶ艇を推進させるスポーツ。艇の舵を操作する舵手（以下、「コックス (Cox)」ともいう。）が乗艇する場合と乗艇しない場合がある。艇の中では、可動部分の軸を含む全ての耐荷部位は、艇本体にしっかり固定されていなければならない。ただし、シートは艇の軸に沿って動くものとする。ボートの動作を再現する、器械の上でまたはローイング・タンクにおけるボートもまた、ボートの一形態と考えられる。

なお、国際的に用いられているボートを漕いで競うスポーツを意味する「Rowing」の日本語表記については、従前の慣用等に従い、「ローイング」を用いる。

2 主催・主管

主催とは、自らの名前と責任において、大会の運営をとり行うことをいい、主管とは主催者に協力して大会の運営をとり行うことをいう。

3 ボート競技者（漕手と舵手のこと。以下、「アスリート」または「出漕者」ともいう。）

次の各事項に定める資格をすべて有する者をアスリート (Athlete) という。

- (1) 公益社団法人日本ボート協会 (Japan Rowing Association 略称JARA) (以下、

「当協会」という。)の社員である都道府県加盟協会(以下、「加盟協会」という。)に登録された所属団体に在籍する者であること。

(2) 加盟協会経由で、当協会にアスリートとして登録された者であること。

4 クルー (Crew)

同一の艇に乗艇しているすべてのアスリート(漕手と舵手)のこと。

5 ジュニア (Junior)

満18歳になる年の12月31日までのアスリートのこと。

6 マスターズ (Masters)

27歳以上のアスリート(漕手)を、数年の年齢区分ごとにアスリートを分けて競技を行う方式。なお、一般にマスターズ・ローイング大会では、勝敗よりもローイングそのものを楽しむこと、あるいはマスターズ大会に参加することを重視する傾向が強いことを、正當に評価しなければならない。

7 競漕・競漕会

競漕とは、ボートのレース(Race)のこと(以下、「レース」ともいう。)。競漕会とはボートのレースがおこなわれるスポーツ大会(以下、「大会」という。)であり、「レガッタ(Regatta)」とも称する。

8 パラローイング (Para Rowing)

身体の一部に障がいがあるアスリート及び知的障がいのあるアスリートのボート競技。

9 コース (Course)

大会で使用される、水上・水中設備を含めた水域全体とその周辺の陸上施設の総称。大会開催中、コースの水上部分は、競漕レーン、回漕レーン、ウォーミングアップエリアおよびクールダウンエリアで構成される。

10 レーン (Lane)

各競漕艇が進行する個々の水路。大会のコースでは、次の3種に区分される。

① 競漕レーン 競漕レーンはレースで使用し、競漕レーンと競漕レーンの境界は、一定間隔で直線上に設置されたブイの列で規定される。

② 回漕レーン スタートに向かう艇(回漕艇)が航行するレーンである。

③ 緩衝(かんしょう)レーン お互いに反対の方向に進む艇同士が接触・衝突しないように、競漕レーンと回漕レーンの間に設ける、艇が航行しないレーンである。

11 ラウンド (Round)

大会で同一種目における競漕のステージをラウンドと呼ぶ。ラウンドには、競漕ステージの低い方から、プレリミナリー(Preliminary 予備レース)、予選、敗者復活、準々決勝、準決勝および決勝がある。あるラウンドを省略しても、その上のラウンドに進めるクルーを合理的に決めることができる場合は、そのラウンドは行わない。各クルーにとって、ひとつのラウンドは前のラウンドのレース終了から次のラウンドのレース終了までとなる。ひとつのラウンドが夜を越えるか越えないかは問わない。

12 メンバー (Member) 交代

クルーを構成するメンバーの中で1人以上が、もともと当該クルーに属していなかった別のメンバーと入れ替わること。

13 シート (Seat) 変更

クルーを構成するメンバーが、構成の同一性を保ちつつ艇内で座る位置(シー

- ト) を入れ替えること。
- 14 デッドウェイト (Dead Weight)
規定体重に満たない舵手が、その不足を補うために艇内に持ち込む付加重量。
 - 15 事前計量
レースの前に出漕予定の艇のクルーが、その判断と責任で艇計量を試行すること。
 - 16 予備計量
舵手および軽量級漕手が、正規の計量（公式計量）の前に、自身の判断と責任で予備的に体重計測を試行すること。
 - 17 棄権・放棄
大会に出漕申込（エントリー Entry）したクルーが、当該大会の最後のラウンドのレースを漕ぎ終わるまでのいずれかの時点で出漕を取りやめること。その際、所定の時間までに所属団体責任者の署名のある棄権届の提出による場合を棄権とよび、棄権届もしくは何らの事前連絡なしで出漕しなかった場合を放棄と呼ぶ。
 - 18 ユニフォーム (Uniform)
アスリートがレース中に着用するシャツとショーツ、あるいはそれらが一体になったローイングスーツをユニフォームと呼ぶ。
 - 19 パーソナルアイテム (Personal Item)
レース中にアスリートが身に着けるユニフォーム以外のもので、アスリート個人の思想・信条、信教、趣向、体調、健康保持と深い関連があるもの（例：眼鏡・サングラス、ネックレス、腕時計、指輪、ヒジャブ、包帯等）。
 - 20 ポンツーン (Pontoon)
陸から水上に張り出した足場。大会で用いられるポンツーンには、出入艇ポンツーン、スタートポンツーン、修理ポンツーン、給水ポンツーン、ヴィクトリーポンツーン等がある。
 - 21 トラフィックルール (Traffic Rule)
コース水上での舟艇の航行に関するルールで、トレーニング用トラフィックルール、レース用トラフィックルール及びビクトリー・セレモニー用トラフィックルールからなる。
 - 22 スタートエリア
(広義) スタート線を中心とした水上と陸上の領域、及びそこに設置されている施設備品の総称。
(狭義) 競漕レーンの最初 100m (0mから 100mの間)。
 - 23 呼び込み (割当て)
スターターが、レースに参加する艇に適切なレーンの割当てを指示し、そのレーンへの進入を許可すること。
 - 24 分読み
スターターが、スタート時刻 5 分前から 2 分前まで、1 分刻みで残り時間をクルーに通告すること。「Five minutes」、「Four minutes」、「Three minutes」、「Two minutes」を用いる（「One minute」という分読みはない。）。
 - 25 ロールコール (Roll Call)
スターターが、スタートの準備が整ったことを確認した後、スタート号令を掛ける前に、レーン順にクルー名を点呼すること。クルー名が長い場合は、その同一性を崩さない程度に省略してよい。（例：〇〇大学経済学部 ⇒ 〇〇大経済）

26 スタート号令

スターターが発する、スタートの合図となる号令。「アテンション (Attention)」(赤旗挙上/赤ランプ点灯) と「ゴウ (Go)」(赤旗振りおろし/赤⇒緑ランプ点灯)。「アテンション」と「ゴウ」の間には明瞭な“間”が必要で、この“間”はレースごとに変わるものとする。

27 クイックスタート (Quick Start)

気象条件やその他の正当な理由により、通常のスタート手順を短縮する必要がある場合に用いられるスタート手順。スターターは「Two minutes」を発声した後、クイックスタートを使用することをクルーに通知する。ロールコールを省略して「Quick Start」と発声し、その後スタート号令を発する。

28 フォールススタート (False Start)

正しくないスタートで、イエローカードが科されるもの

29 漕跡 (そうせき)

レース中の各艇の漕行径路。各艇は与えられたレーン内を漕行することを義務付けられている。各艇がこれを守っているか、あるいは他のレーンに侵入していないか(漕跡の正当性)の判断は、レースを追航している主審だけが行える「専権事項」である。

30 接触

レース中に、2艇またはそれ以上のオール、艇が物理的に触れ合うこと。

31 妨害

レース中、自己のレーン以外のレーンに侵入し、そのレーンの専用権を持つ艇の漕行を妨げること。この場合、オール・艇同士の直接的接触の有無は問わない。

32 ゾーン (Zone) 審判法

主審艇の引き波を極力排除するために、レースの主審を、静止したあるいはレースすべてを追航しない主審艇によって行う審判法。通常、2,000mレースでは、図面のとおり、スタートタワー(発艇塔のこと。以下、用語としては「スタートタワー」を用いる。)にいるアシスタント・スターターを含めて7か所に主審を配置する。

33 レースの完漕

スタートした各クルーがレース距離の全長を漕行し、その艇首(バウボール[Bow Ball])の先端がフィニッシュラインを通過したとき、そのクルーはレースを完漕したものとする。

34 DNS(Do Not Start スタートしなかった)

あるクルーが決められたスタート時刻までに到着しなかったために、レースにまったく参加できなかった場合、あるいはスタート号令にもかかわらずスタートせずにレースに参加しなかった場合。これらの場合に、当該クルーの着順はDNSと記録される。

決勝もしくは順位決定以外のレースでDNSとなると、レッドカード(除外)と同等の扱いとなる。決勝もしくは順位決定レースでのDNSは最下位付置となる。

35 DNF(Do Not Finish フィニッシュしなかった)

スタートしたクルーが、何らかの理由により途中で漕ぎやめ、フィニッシュラインを通過しなかった場合、当該クルーの着順はDNFと記録される。

決勝もしくは順位決定以外のレースでDNFとなると、レッドカード(除外)と同等の扱いとなる。決勝もしくは順位決定レースでのDNFは最下位付置となる。

36 レースの成立

レースに参加した全艇がフィニッシュラインを通過した後、主審が白旗を掲げて、当該レースが正常に行われたとの判断を表明した場合、当該レースの成立とする。

レースが成立すると、判定員は着順判定作業を進める。

37 レースの保留

レースに参加した全艇もしくはDNFとなった艇を除く全艇がフィニッシュラインを通過した後、主審が赤旗を掲げて、レース中に問題がありその着順がフィニッシュライン通過順にならない可能性があることを表明した場合、当該レースは保留となる。

レースが保留されると、判定員は着順判定作業を行わず、主審のその後の対応と連絡を待つ。

38 同着 (Dead-heats)

2ないしそれ以上の艇のフィニッシュラインの通過の後先を判定できない場合、関係するクルーの中での結果を同着 (Dead-heats) とする。

同着が起これば同着クルーのいずれかが次のラウンドに進める場合、同着クルーだけで再レースを行う場合と、直近のラウンドの順位で次のラウンドに進むクルーを決定する場合がある。

39 マシンローイング

ローイングの動作を再現できるマシン (ローイングマシンまたはエルゴメーターと呼ぶ。) を用いた、陸上でのローイング。一定の距離もしくは一定の時間を漕いだらマシンが判定した時点でマシンローイングのレースは終了し、その時点でのタイムまたは距離によって、勝敗を決める。インドア・ローイング (Indoor Rowing) とも呼ばれる。

40 ドーピング (Doping)、アンチドーピング (Anti-Doping)

スポーツにおいて、アスリートの運動能力を向上させるために禁止された薬物を使用したり、禁止された物理的方法を採ること、及びそれらを隠ぺいする行為をドーピングと呼ぶ。ドーピングを防ぐために取り得るあらゆる方策を、アンチ・ドーピングと称する。

【現行第2条改定－水域に応じた柔軟な対応を許容】

第3条 (適用範囲)

1 当協会主催または主管の国内大会は、すべて本規則に基づいて行われる。

ただし、水域における自然環境や設備等の物理的制約によって、本規則の該当規定をそのまま適用することが困難な場合には、本規則による基準を緩和もしくは適用除外とすることができる。この場合においては、緩和や適用除外等についてあらかじめ大会要領に明記する等し、大会参加者等に周知させるものとする。

2 日本国内で行われる国際大会は、原則として国際ボート連盟 (Federation Internationale des Societes d' Aviron 略称FISA) の規定により行われる。

第2章 大会とその運営等

【現行第3条改定－大会運営の基準の明確化による公平性・透明性の確保等】

第4条（実施要件）

- 1 大会は、原則として晴雨を問わずに行われる。ただし、荒天（豪雨、強風）その他の理由で、競漕委員会が競漕の開催・続行を不相当と認めたときは、その開催日時を延期、あるいは中止することができる。
- 2 大会中途での中止で、決勝レースが行われなかった場合の競技結果の取扱い等については、中止前の直近のラウンドの成績やタイムトライアルの結果を基準に判定し、その内容（順位や表彰の有無等）を速やかにアスリートに告知するものとする。
- 3 大会の継続は可能であるが、天候が悪く、公平に漕ぐことができない場合、または、そうなる可能性が高いと予想される場合、競漕委員会は、次の各号に示されている手法の中から、最も適切な選択をする。
 - (1) 最も等しい条件を提供するレーンを使用する。
 - (2) 悪天候を避けるために競漕日程を変更する。
 - (3) 悪天候の間レースを中断する、または不公平が生じたり漕げなくなる前に、レース時間を変更する。
 - (4) 事前のスケジュールより早くレースをスタートする。
 - (5) 状況が改善された後でレースを再開する。
 - (6) その種目の1つ以上のラウンド（たとえば準決勝）を省略する。その場合、次のラウンドの組み合わせは、終了したラウンドの結果を基にして決める。

【現行第4条改定－理事会の判断による柔軟な大会選定の許容等】

第5条（大会種別等）

当協会の主催または主管の大会は、理事会において定め、毎年前年末までに、当年度の実施大会を公表するものとする。

【現行第5条改定－各機関の役割、権限等の明確化等】

第6条（役員等）

- 1 当協会の主催または主管の大会（以下、まとめて「大会」という。）の役員は、当協会の会長が委嘱する。
- 2 大会の役員は、競漕委員、審判、施設・水路、記録、安全、医事、広報その他、大会実施に必要な資質・資格を有する役員をもって構成する。
- 3 当協会及び加盟協会の役員や委員並びに審判は、定款や本規則に定めるとおり、常に品位と名誉を重んじ、その能力を適確に発揮し、大会が円滑に実施できるように努めなければならない。
- 4 各委員等の役割・権限の分配等は、次のとおりとする。
 - (1) 競漕委員会は、当協会理事長を委員長とするのを原則とし、委員長によって指名される競漕委員（競技委員2名及び安全委員長と医事委員長）を加えた合計5名で組成する。
競漕委員会は、大会の運営を統括する（審判の判断を除く。）とともに、レ

コースの円滑な進行とコース上を航行する競漕艇および練習艇の安全のために、各コースの特性に応じた航行規則（練習時、レース時）を定め、これを大会要領に明記する等して、事前に告知しなければならない。

- (2) 審判は、競漕に関する指揮・判断・決裁などを行い、審判長・監視員・スターター・線審・主審・判定員をもって構成する。当協会主催または主管の国内大会の審判は当協会公認審判員資格を必要とし、当協会主催または主管の国際大会の審判および補助審判員はそれぞれ、FISA国際審判員資格と当協会公認審判員資格を必要とする。

当協会公認審判員に関する詳細は細則に記載する。

- (3) 施設・水路は競漕に必要な船艇、標識、ブイ、スタートタワー（発艇塔）、フィニッシュタワー（判定塔）、栈橋等、水上及び陸上で必要なすべての設備を担当する。
- (4) 記録は、競漕に関する計時のほか天候・風向・風速等、すべての記録を担当する。
- (5) 安全は、航行ルールを含むすべての適正な安全対策を担当する。
- (6) 医事は、大会における傷病者の応急措置を担当する。
- (7) 広報は、大会の報道を担当し、メディアの対応に当たる。

【現行第6条改定－報告書の提出期限の明示等】

第7条（結果報告等）

- 1 競漕委員会及び審判は、大会の運営等に関するそれぞれの決定事項を、当日の最終レース終了後2時間以内に発表する。
- 2 競漕委員会は、大会終了後2週間以内に、競漕の経過、審判の決定、着順およびタイム、レースの進行に対するコメント、事故および大会中に生じた紛議の内容などを記載した報告書（様式1号）を作成して、電子メールその他適宜の方法で、当協会の業務執行会議及び理事会に提出する。

第3章 コース

【現行第7条改定－コースの推奨条件の詳細説明等】

第8条（コースの設営等）

- 1 推奨されるコースは、6本の競漕用のレーンを有し、そのコースの両側に、安全な回漕や競漕条件が平等でない場合に備えて競漕レーンを移動させるための水域を設けることが望ましい。

コースは、レースの円滑・公正な運営と安全確保等のために、次の各号の条件を満たさなければならない。

- (1) コースの各競漕レーンは互いに平行し、レース距離全長にわたって直線でなければならない。各レーンの幅は12.5mを標準とする。
- (2) 隣り合う競漕レーンの境界は、一定の間隔で水上に浮遊するブイによって示す。ブイの色はレース中のクルーと主審が明瞭に識別できるように、黄色また

は白色とする。ただし、スタートラインから 100mまで（スタートエリア）と、フィニッシュラインからスタートラインに向かって 250mの間のブイは赤色とする。

- (3) レーン番号は発艇員から見て左手側から 1 レーン、2 レーン、3 レーン・・・6 レーンとする。その両側に予備的な競漕レーンを設ける場合、1 レーンの左側のレーンを 0 レーン、6 レーンの右側のレーンを 7 レーンとする。
 - (4) 大会に参加するクルーのトレーニングのために、コースは原則として大会の 2 日前に完備しなければならない。ただし、船舶の航行に支障等がある場合はこの限りではない。
 - (5) コース内で艇の進行を妨げ、あるいは艇が衝突するおそれのある以下のものが排除されること。
 - ① 漂流物（材木、草、ペットボトル等）
 - ② 危険物（岩礁、杭、係留船舶等）
 - ③ 水底から長く伸びて艇底に接触する水草等
 - (6) コース内には、競漕レーン以外に、回漕レーン、ウォーミングアップエリアおよびクールダウンエリアを設けることが求められる。

ただし、ウォーミングアップエリア及びクールダウンエリアの設置が困難なコースの場合、安全かつ円滑なレース運営に十分配慮した航行規則の下、競漕レーンと回漕レーンを兼用しても差し支えない。
- 2 コース及びレース用設備の詳細は、コース規格規定に記載する。

第 4 章 艇及び競漕種目

【現行第 8 条改定－配艇への言及を付加等】

第 9 条（艇の規格等）

大会で使用される艇は、本規則の制限をクリアしたものとする。ただし、当協会主管の大会で、配艇方式を採用している場合には、当協会の規格を満たし、かつ当協会への登録を完了した艇を配艇するものとする。

なお、パラローイング艇については、FISAの定める規格を満たすものとする。

【現行第 9 条改定－材質への言及等を付加】

第 10 条（バウボールの設置）

- 1 すべての競漕艇は、艇首に直径 4cm以上のゴムまたはこれに類似する衝撃緩和効果を有する材質で、かつ中空でない明白色のボール（バウボール Bow Ball）を取り付けなければならない。
- 2 前項に違反しているクルーは出漕できない。

【新設－FISAルールに準拠】

第 11 条（オール規格・計測方法）

- 1 スウィープ (Sweep)・オールのブレード厚は5 mm以下であってはならず、スカル (Scull)・オールの場合はブレード厚は3 mm以下であってはならない。
- 2 ブレード厚は、スウィープ・オールの場合ブレード先端から3 mmのところを計測し、スカル・オールの場合はブレード先端から2 mmのところを計測する。

【新設－FISAルールに準拠】

第12条 (コックス・シートの規格)

コックス・シートの開口部は70cm以上の長さを有し、幅は50cm以上でなければならない。また、コックス・シートの内面は滑らかで、舵手 (Cox) の身体を邪魔するような突出した構造物があってはならない。

【新設－FISAルールに準拠】

第13条 (浮力)

- 1 大会で使用される艇は、FISAが定める「ローイングの安全施行についての最低限の指針 (Minimum Guidelines for the Safe qualification regattas)」に規定される浮力の要求事項 (製造票にある設定体重と同じ平均体重の漕手がシートに座った状態で艇が完全に浸水した時、シート上面は静水面より最大5 cmの深度であることを要する。) を満足しなければならない。
- 2 この基準に適合している艇を使用することは、所属団体と加盟協会の責任とする。

【新設－FISAルールに準拠】

第14条 (用具規格)

漕手の足を保持するストレッチャー、シューズまたは他の様式の用具はすべて、緊急時に漕手が艇から速やかに離脱できる形式でなければならない。

【現行第10条改定－規制の細目は競漕細則に移動等】

第15条 (艇最小重量等)

- 1 大会で行われる競漕種目、記号及び競漕艇の最小重量は、FISAルールに準じ、別表1のとおりとする。

【別表1】競漕種目、距離記号及び競漕艇の最小重量

種目	記号	艇の最小重量
舵手つきフォア	4+	51kg
ダブルスカル	2x	27kg
舵手なしペア	2-	27kg

シングルスカル	1x	14kg
舵手つきペア	2+	32kg
舵手なしフォア	4-	50kg
舵手なしクォドルプル	4x	52kg
エイト	8+	96kg
舵手つきクォドルプル	4x+	53kg
ナックルフォア	KF	—
PR1 シングルスカル	PR1 1x	24kg
PR2 ダブルスカル	PR 2x	37kg

- 2 艇が最小重量を満たしているかどうかは、その艇を用いるクルーの責任であるが、それをチェックするために、事前に告知の上、レース終了後に、抽出された艇の計量を実施することがある。艇の計量の手順については、競漕細則に規定する。
- 3 艇計量の結果、最小重量に満たなかった場合は、そのクルーをそのレースの最下位付置とする。
- なお、同一レースで複数のクルーに艇重量不足が生じた場合は、不足重量の少ないものほど上位とする。もしそのクルーが同じ種目の以後のラウンドに再度重量不足の艇で出漕した場合は除外（レッドカード）とする。

第6章 大会の予告及び出漕申込

【現行第 11 条改定－公表期限・方法の変更等】

第 16 条（大会要項等）

大会の要項は次のとおりとし、大会の開始日の 3 か月前までに、当協会のホームページに掲載して公表するものとする。

- (1) 大会の名称
- (2) 主催または主管団体名
- (3) 開催場所及び期日
- (4) 競漕種目及び使用艇に関する事項
- (5) 出漕資格
- (6) 出漕料
- (7) 出漕申込締切りの日時、及び組合わせ抽せんの日時、場所
- (8) 出漕申込先
- (9) 組合わせ方法
- (10) その他必要な事項

【現行第 12 条と同旨】

第 17 条（申込資格等）

出漕申込は、その所属する加盟協会長の承認を要し、出漕者は、当該加盟協会に原則として2か月以上在籍していなければならない。

【現行第 13 条改定－出漕料の振込完了をエントリー要件とすることを明確化】

第 18 条（エントリー・出漕料）

出漕申込（エントリー）は、申込締切日までに以下の1と2を完了することで確定する。

- 1 大会要項で定められた所定の方法で、下記事項を記入した様式を当協会所定の方法で提出する。
 - (1) 加盟協会及びその代表者名
 - (2) 所属団体（加盟協会に所属するボート団体）名及び所在地と代表者名
 - (3) 出漕種目
 - (4) 漕手及び舵手の氏名、年齢、身長、体重、登録番号。ただし、登録番号が未決定の場合は、登録申請中と記入する。
- 2 大会要項で定められた所定の出漕料を振込送金して一時に支払う。この振込に要する費用は、申込者の負担とする。

【現行第 14 条と同旨】

第 19 条（重複申込の禁止）

出漕者は、同一大会において、同一種目に複数のクルーのメンバーになることはできない。

【現行第 15 条改正－組合わせ方法の詳細説明】

第 20 条（競漕組合わせの決定と通知）

- 1 予選の競漕組合わせは、以下のいずれかの方法で決定し、決定した予選の競漕組合わせは直ちに、出漕を申し込んだ団体と加盟協会宛に、適宜の方法で告知される。
 - (1) 大会の前に、あらかじめ加盟協会・所属団体に公表した日時・場所で、あらかじめ公表した立会人の監視下で、抽せんにより決定する。
 - (2) 大会の前日に大会が開催されるコース内で、出漕を申し込んだ団体の代表者またはその代理人による抽せんによって予選の競漕組合わせを決定する。
- 2 組合わせ方式はあらかじめ大会要項で公表した方式を採用する。
当協会が主催・主管する大会で採用する組合わせ方法は、競漕細則で定めることができる。
- 3 エントリー後、予選の組合わせ決定直前までに棄権届が提出された場合は、当該クルーを含めずにエントリー数を確定して組合わせを決定する。予選の組合わせ決定以後に棄権届が提出された場合は、既に決定した組合わせを変更しない。

【現行第 16 条改定－処分概念の明確化と不服申立機会の付与・要件等】

第 21 条（虚偽申告等）

- 1 出漕者の氏名、資格等に関し虚偽または違反の申告があったときには、競漕委員会は、当該クルー（スカル漕手を含む。以下同じ。）を除外（レッドカード）し、もしくはその所属団体に属する全クルーを排除とすることができる。
- 2 前項の競漕委員会の除外・排除処分に対しては、その告知を受けた日の翌日から起算して 3 日以内に、裁定委員会規定の定めるところにより、裁定の申立てをすることができる。

【現行第 17 条改定－ラウンド概念の導入による明確化】

第 22 条（レース間隔）

各レースは、同一種目の次のラウンドが始まる 2 時間以上前に終了していなければならない。

【現行第 18 条改定－異議申立機会の付与・要件等】

第 23 条（異議申立）

- 1 出漕者に関する異議の申立ては、競漕委員会に対して行う。競漕委員会は、その異議が正当か否かを審査して出漕の可否を決定し、発表しなければならない。
- 2 前項の異議を棄却（異議に理由のない場合）もしくは却下（異議申立の要件を欠く場合）する決定に対しては、その告知を受けた日の翌日から起算して 3 日以内に、裁定委員会規定の定めるところにより、裁定の申立てをすることができる。

【現行第 19 条と同旨】

第 24 条（代替措置）

加盟協会を代表するクルーとして出漕を申し込んだクルーが、やむを得ない理由で出漕できなくなった場合は、競漕委員会に書面で申告し、同委員会の承認があればその加盟協会は他のクルーを推薦することができる。

第 7 章 罰則等

【新設－各種不利益処分概念、内容の明確化等】

第25条（罰則等）

違反・不正行為等をしたクルー等に科される罰則や不利益処分の内容は、次の各号のとおりとする。

(1) けん責

レース中の他艇への妨害や侵害等を伴わない軽微なルール違反（ユニフォームの不統一、表示に関する規定の違反、水上トレーニングからの帰還の遅れその他）をしたクルーに対して、審判等が与える口頭での注意・指導等の総称。

(2) 警告

レース中に、艇あるいはオールの一部または一部が自己のレーンの外に出たことによって、他艇に接触するおそれ、あるいは他艇の進路を妨害するおそれがあるクルーに対して、主審が当該クルーに口頭と白旗によって与えるペナルティー。

警告は、イエローカードの前段階のペナルティーであって、同一レースで度重なる警告を受けたクルー、警告に従おうとしないクルーに対して、主審はイエローカードを与えることができる。

(3) イエローカード (Yellow Card)

前各号のけん責・警告対象の違反よりも重いルール違反をしたクルーに対するペナルティー。同一ラウンド内で2回のイエローカードを受けるとレッドカード（除外）となる。

イエローカードは、同じラウンド内（そのラウンドでのレースが成立するまで）は有効であるため、当該レースの延期または再レースの場合にも適用される。

(4) レッドカード (Red Card 除外)

次の場合にクルーに対して与えられるペナルティー。

- ① 再度の艇の重量不足その他重大なルールに違反した場合。
- ② 同一ラウンド内で2回のイエローカードを受けた場合。
- ③ パラローイング種目の同一ラウンド内で、FISAが定めるストラップ規定及び漕法規定の違反を繰り返した場合

レッドカードを受けたクルーは、それ以降、当該大会における当該種目のすべてのラウンドに出漕できない。

ただし、大会によっては、競漕委員会の判断で、予選に限って、レッドカードを受けたクルーを最下位付置として、次のラウンド（敗者復活）以降での出漕を認めることがある。

(5) 最下位付置

次の3つの場合にクルーが受けるペナルティーで、当該出漕レースの最下位に付される処分。

- ① 艇計量の結果、その大会で当該クルーが初めて規定重量に満たなかった場合。
- ② 決勝レースもしくは順位決定レースを放棄・棄権した場合、あるいは決勝レースもしくは順位決定レースでスタートしなかったり、途中で漕ぎやめてフィニッシュラインを通過しなかった場合。

(6) 排除

故意もしくは重大な過失、または組織的に艇計量の違反、無届での選手入替え、あるいは審判や役員等に対する暴言・暴行、威迫その他の重大なルール違反をした際に、当該クルーだけでなく、同一チーム内から出漕しているすべてのクルー

が当該大会中の全種目に出漕できないとする処分。

第8章 アスリート（漕手及び舵手）

【現行第 20、21 条と同旨】

第 26 条（アスリート資格の充足）

- 1 アスリートはアスリート資格に欠けるところがあってはならない。アスリートを適格とする資格の証明は、加盟協会会長の責任において行うものとする。
- 2 アスリート資格の詳細は、アスリート規定に記載する。
- 3 パラローイング・アスリートについては、FISAの定める障がい者クラスPR1、PR2、PR3 に該当するアスリート、及び公的機関が身体障害者手帳または知的障がい者を対象とする療育手帳等の交付により障がい者として認定を受けた漕手とする。

【新設－健康管理等が自己責任であることを明示】

第 27 条（日常管理）

アスリート及び所属団体関係者は、レース参加に支障のないよう、健康保持、安全対策及び技量の維持・向上に努めなければならない。

【現行第 23 条改定－健康管理が自己責任であることを明示】

第 28 条（直前管理）

レースに参加しようとするアスリートは、健康管理が自らの責任（ジュニア・アスリート等の未成年者の場合には、その保護者や指導者等を含む。）に帰されるものであることを深く自覚し、レース参加前に健康診断を受けたり、各種の健康指標を計測する等して自己の体調を適確に把握し、安全にレースを終えることができるように努めなければならない。

【現行第 24 条と同旨】

第 29 条（レース制限）

ジュニア漕手は1日に3回以上レースに参加してはならない。ただし、再レース等でやむを得ない理由のある場合は、競漕委員会が決定する。

【現行第 25 条と同旨】

第 30 条（舵手体重）

- 1 舵手（軽量級レースの舵手を含み、ナックルフォア艇の舵手を除く。）の体重は、実際のレース時の服装で、その服装を含め男子は 55kg以上、女子は 50kg以上とする。これに満たない者は、規定の重量に達するため、艇内の舵手に最も近い場所に最大限 10kgのデッドウェイトを置かなければならない。
- 2 前項の舵手体重の計量は、出漕日毎かつ出漕種目毎に各自の最初のレースの 2 時間前から 1 時間前までに行う。同じ舵手が規定時間内で受けることができる計量（公式計量）は 1 回限りとする。

【現行第 26 条と同旨】

第 31 条（軽量級漕手の要件）

- 1 軽量級の種目では、漕手の体重に次の制限を設ける。なお、漕手の体重は実際のレース時の服装で、その服装を含めることとする。
 - (1) 舵手を除くクルーの平均体重が男子は 70kg以下で、かつ漕手個人の体重が 72.5kg以下、女子は舵手を除くクルーの平均体重が 57kg以下で、かつ漕手個人の体重が 59kg以下であること。ただし、軽量級種目の舵手の体重は第 30 条の定めるところによる。
 - (2) シングルスカル漕手の体重は男子が 72.5kg以下、女子は 59kg以下であること。
- 2 前項の体重の計量は、出漕日毎かつ出漕種目毎に各クルーの最初のレースの 2 時間前から 1 時間前までに行う。
- 3 同一クルーの漕手は全員同時に計量を受けなければならない。ただし、計量終了後に漕手を交代した場合は、新しく当該クルーに加わった漕手だけが規定時間内に計量を受ければ足りる。
- 4 漕手計量に合格できなかった場合、規定時間内であれば何度でも（公式）計量を受けることができる。その場合も、上記 3 項の規定が適用される。
- 5 計量後及び計量後の各レース前に静脈注射による補液を行った漕手は、いかなる場合もレースに参加することができない。

【現行第 27 条と同旨】

第 32 条（アスリート交代等）

- 1 エントリーからそのクルーの大会最初のレースまでの間であれば、クルーは同一所属団体に選手登録されている者の中から、漕手の半数までと舵手を代えることができる。この場合、レースナンバー、種目、クルー名、交代者の氏名、シート、交代の理由等を記入した責任者の署名のある文書によって、当該レース開始 1 時間前までに競漕委員会に届け出なければならない。
- 2 いったんエントリーしたシングルスカルの交代は認められないが、エントリー後、予選までの間に出漕不可能な病気または負傷（医師の診断書が必要）その他の不可抗力による出漕不能事由（例：交通機関の不通・欠航、自然災害など）が生じた場合は、競漕委員会は交代を認めることがある。
- 3 本条の定めによらない場合は、大会要項において必要事項を定めるものとする。

【現行第 28 条と同旨】

第 33 条（メンバー交代の禁止）

レースに 1 度出漕したクルーは、その後にメンバー（クルーのシート変更は該当しない。）を代えることはできない。ただし、アスリート本人の急病または負傷（医師の診断書が必要）あるいはアスリート本人に代替不能な重大な理由（例：就職のための試験・面接その他これらに準じるもの）が生じ、競漕委員会の承認を得たときはこの限りではない。

【現行第 29 条改定－棄権と放棄の峻別等】

第 34 条（棄権・放棄）

- 1 エントリー完了後予選の組合わせ抽選までに棄権しようとするクルーは、所属団体責任者の署名のある棄権届によって、組合わせ抽選会開始までに競漕委員会に届け出なければならない。
- 2 組合わせ決定後のどのラウンドのレースであっても、棄権しようとするクルーは、所属団体責任者の署名のある棄権届によって、当該レース開始 1 時間前までに競漕委員会に届け出なければならない。
- 3 一度届け出た棄権は撤回を認めない。
- 4 棄権したクルーは、以後のラウンドに進めない。ただし、決勝レースもしくは順位決定レースの棄権については、最下位付置とする。
- 5 無届けで出漕すべきレースに出漕しなかった場合（放棄）、競漕委員会は、当該クルーを除外（レッドカード）とする。
- 6 棄権・放棄をした場合、納めた出漕料は返却しない。
- 7 アスリートの傷病以外の理由による棄権もしくは放棄であって、競漕委員会が対応相当と認めたときは、その申出に基づき、当協会理事会はその所属団体並びにその加盟協会に対し、必要かつ適切な処置を科すことができる。

第 9 章 レースの管理（審判業務）および制限

【現行第 30 条と同旨】

第 35 条（ユニフォーム等のクルー内統一）

クルーは、出漕に際し統一されたユニフォームを着用しなければならない。

【現行第 30 条と同旨】

第 36 条（ブレードの統一）

- 1 混成クルーを含め、出漕するクルー全員は、あらかじめ届け出た同じ形状、同じ大きさ、同じブレードカラー、同じデザインおよび同じマークのオールを使用しなければならない。ただし、やむを得ない理由でブレードを統一できないことを競漕委員会が承認したときはこの限りではない。
- 2 前項に違反した場合、審判はそのクルーを除外（レッドカード）とすることができる。

【新設－適正な表示の規準等】

第 37 条（艇、オール、ユニフォーム等の表示）

- 1 艇、オール、ユニフォーム等につける表示は、クルー内での表示は統一されなければならないが、その所属団体内では必ずしも同一にする必要はない。
- 2 大会にスポンサーが付く場合には、スポンサーの権利・利益を尊重しなければならない。各種の表示はスポンサーの表示等の効果を阻害もしくは減少させるものであってはならない。
- 3 艇、オール、ユニフォーム等の製造者は、その品物が自己による製造品であることを、所定の範囲内で表示することができる。その範囲については、細則に規定する。製造者はスポンサーになることも可能であり、その場合はスポンサー用の表示面積も使用できるが、両方の面積を合わせた単一の大きな表示面積とすることはできない。
- 4 本条および細則の解釈において、個別的状況に対する最終判定は、競漕委員会がこれを決定する。

【新設－出入艇ルールの明確化】

第 38 条（出入艇の規制）

- 1 レースに出漕する艇は定められた出入艇ポンツーンから水上に出入りしなければならない。
- 2 レースへの出漕のためにいったんポンツーンを出た艇は、レース終了後ポンツーンに戻るまでの間、競漕委員会が許可したポンツーン（修理ポンツーン、スタートポンツーン、給水ポンツーン、ヴィクトリーポンツーン等）以外の場所に接岸・係留してはならない。ただし、クルーの体調急変、艇・オールの故障、転覆、荒天（暴風雨、落雷、濃霧）、他の艇や漂流物への衝突等の緊急時はこの限りではない。

【現行第 31 条と同旨】

第 39 条（監視員の任務）

- 1 監視員は、ポンツーン担当監視員、アスリート計量担当監視員および艇計量担当監視員で構成される。各担当監視員の中に最低 1 名の公認審判員を含めなければならない。

- 2 監視員の任務の詳細は、競漕細則において定める。

【新設－航行ルールの明確化】

第40条（トラフィックルール他）

- 1 競漕委員会は、円滑な大会運営と水上での安全な航行が確保されるよう、トラフィックルールを定めなければならない。
- 2 トラフィックルールは、トレーニング用トラフィックルール、レース用トラフィックルールおよびビクトリー・セレモニー用トラフィックルールからなる。すべてのトラフィックルールは大会要項に記載され、大会前の代表者会議で説明されて、大会期間中出入艇ポンツーンの近くに表示されなければならない。
- 3 すべてのアスリート、所属団体関係者及び大会役員は、これを熟読・理解し、従う義務と責任がある。
- 4 大会期間中（トレーニングとレースの正式な時間）、審判長の承認を得ない限り、レガッタコースまたはトレーニングエリアではレースに参加する艇以外のいかなる舟艇の航行も許されない。許可された水上艇（主審艇、救助艇、テレビ艇、作業等）の位置と移動は、審判長に承認された範囲内のものとする。
- 5 競漕委員会は、大会期間中に審判長に許可されていないアスリート、クルー及び艇が水上に出ないように制限しなければならない。

【新設－FISAルールに準拠】

第41条（呼び込み：レーンの割当て）

- 1 スターターは、前のレースのクルーが全てスタートエリアを去ったことを確認後、次のレースのクルーにレーンを割り当て、クルーがそのレーンに入ることを許可する。各艇はスターターが許可するより前に、競漕レーンに入ってはならない。
- 2 スターターが各クルーに割り当てるレーンは、通常は組合わせて決定したレーン（艇が付けているバウナンバー）であるが、以下の場合、競漕委員会もしくは審判長の判断に基づき、スターターはバウナンバーと異なるレーンを割り当てることがある。
 - (1) 競漕レーン間に不公平がある場合（例：不均一な風向、水流）
 - (2) 正常なスタートができない場合（例：スタートフィンガーの不調、スタートランプ・拡声装置の不調その他）
 - (3) レーン内に容易に除去することが不能な障害物等がある場合（例：水位の変化、水底から伸びる多量の水草）
 - (4) その他レーン間の公平性が維持できないと解される場合

【現行第33条改定－規定の詳細化・具体化】

第42条（スタート設備）

- 1 スタートは、陸上または水底に固定した設備（スタートポンツーンとスタートフィンガー）より行うものとする。スタートポンツーンとスタートフィンガーを設置できない場合は、水上の一定位置に係留したステイクボート(Stake Boat)その他で代用してもよい。
- 2 スタートラインにおける艇の位置は、艇首をスタートラインに一致させる。設備の構造上の制約でこれが不可能な場合、競漕委員会の承認の下、スタートラインを本来のスタートラインより、フィニッシュ側あるいはその反対側に一定距離平行移動させてもよい。
- 3 スタートラインを移動させる措置を採る場合、クルーや関係者に疑念を与えないように、審判長は代表者会議でその旨を公表しなければならない。
- 4 各スタートフィンガーに付けた艇上のクルーが、スタートタワーにいるスターターをよく視認できるよう、両者の間にはその妨げとなるものを設置してはならない。
- 5 スタートポンツーンにはスタートフィンガーごとにスピーカーを設置し、スターターの指示・号令が全クルーに均等に聴き取れるものとする。その設置が困難な場合は、全競漕レーンに十分聞こえる音量のスピーカーを競漕レーンの中央に設置する。
- 6 スタート号令をスタートランプとブザーで与える場合、スタートランプもスタートフィンガーごとに設置するものとする。

【現行第 34 条改定－規定の詳細化・具体化】

第 43 条（到着の遅れ）

- 1 クルーは、スタート定刻 2 分前までに所定のスタート位置に着かなければならない。
スタート位置に遅れて到着したクルーは、スターターによりイエローカードを与えられることがある。
- 2 やむを得ない理由（例：艇の故障、アスリートの急病・負傷、出入艇ポンツーンでの監視員の指摘に対する対応その他）によりスタート定刻に遅刻するクルーは、あらかじめその理由を最寄りの審判に伝え、審判長の許可を得なければならない。
- 3 スターターは、無断でスタート定刻までに到着していないクルーを待つことなくスタートさせることができる。この場合、スターターは到着していないクルーにレッドカードを与えるものとし、当該クルーは以後、競漕に参加することはできない。

【現行第 35 条改定－規定の詳細化・具体化】

第 44 条（線審による艇揃え）

- 1 線審は、赤旗、白旗を携行し、各艇の艇首を速やかにスタートライン上に揃え、正確であると判断したとき、白旗をかかげてスターターに知らせる。
- 2 艇首が正確にスタートライン上に揃っているかどうか、どのクルーがフォール

スタートを行ったのかの判断は、線審の専権事項とする。

【現行第 36 条改定－規定の詳細化・具体化】

第 45 条（スタート手順）

- 1 スターターは赤旗と鐘を携行し、スタートタワー上で“分読み”、“ロールコール”を経て“スタート号令”を発する。
- 2 ロールコール中、あるいはロールコール終了からアテンションまでの間に、クルーは、艇の方向が定まっていない、スタートの準備ができていない等のいかなる理由でも、スタート号令の延期を求めることはできない。
- 3 ロールコールで最後のクルーをコールした後、スターターは、全艇首が依然正確にスタートライン上に揃っていることを線審が示していることを確認する。
- 4 スターターは次のいずれかの方法で号令を発して、スタートの合図とする。
 - (1) ロールコールの後、「Attention（アテンション）」の予令を発し、明瞭な間において赤旗をかかげ、さらに明瞭な間において「Go（ゴウ）」のスタート号令を発すると同時に赤旗を振りおろす。
 - (2) ロールコールの後「Attention（アテンション）」の予令を発し、明瞭な間においてスターターは信号灯をニュートラル状態から赤にするために、ボタンを押す。

さらに、明瞭な間隔を置いて、スターターは次のことを同時に行うためにボタンを押す。

 - ① 信号を赤から緑に変える。
 - ② 拡声器を通して音声信号（ビー）を発する。
 - ③ レースのための計時システムをスタートさせる。
 - ④ 線審小屋のモニターの画像を停止させる。
 - ⑤ 艇揃い制御システムが使用されている場合にはそれを解除する。

大会の設備上の制約によって上記①～⑤を採用できない場合、審判長はスタート号令が全クルーに明瞭かつ公平に伝わる代替法を採用することができる。
 - (3) 競漕委員会と審判長は、公式練習時間内の一定時間を指定し、その大会で使用するスタート号令を実際に提供して、希望するクルーにスタート練習の機会を与えなければならない。さらに審判長は、その大会でどのようなスタート号令を採用するかを、大会前の代表者会議で説明しなければならない。
 - (4) 赤旗を上げてからあるいは赤ランプ点灯からスタート号令までの間隔は、明瞭であると同時に、クルーに予測されないようにレース毎に違えるものとする。
- 5 もしスタート手順が何らかの理由のために中断された場合、スターターはスタート手順を再びロールコールから始めなければならない。
- 6 ロールコールの間、あるいはその後スタート号令が発せられるまでの間に、正常なスタートができない状況が発生した場合（艇首のスタート線からの逸脱、風による艇の方向の乱れ、主審艇のトラブル、障害物のレーン内侵入、列車・飛行機の通過等による騒音発声等）、それを認知したスターターは「スタートやり直し」と発声して、スタート号令を中止することがある。

また、スターターが異常を認知していない場合、線審または主審が「スタート号令待て！」とスターターにロールコール/スタート号令を中止させることができ

る。

この中止号令がかかった場合、ロールコールの最中であれば、スターターはロールコールを完了後、「スタートやり直し」と発声する。「Attention」の号令あるいは赤旗の挙上後中止号令があった場合は、「スタートやり直し」と発声後、頭上の赤旗をゆっくりと下におろす。

中止号令によってスタートが中止した後、状況が改善して正常なスタートが可能とスターターが判断したら、スターターはロールコールから再開する。

7 スターターはスタート号令を発した後、正常なスタートであったことを確認するために、即座に線審に目を向け、白旗の挙上維持または白ランプの継続点灯を確認するものとする。

8 気象条件その他の正当な事由により、ロールコールを伴う通常のスタート手順を短縮することが相当と判断した場合、スターターは「Two minutes」を発声した後、クイックスタートを使用することをクルーに通知する。ロールコールの代わりに「Quick Start」と発声し、その後スターターはスタート手順を行う。

なお、通常のスタート手順でスタートしたレースが再スタートとなった場合、原則として再スタートにクイックスタートを使用してはならない。

また、レースの進行が遅延している場合に、遅れを取り戻すためにクイックスタートを使用してはならない。

【現行第 37 条改定－規定の詳細化・具体化】

第 46 条（フォールススタート）

1 スタートに際して以下の①から③の事象が起こった場合、これをフォールススタートと認定する。

① スターターが赤旗を上げるか赤ランプが示された後、発艇号令「Go」より前に艇首が発艇ラインを越えた場合。この認定は線審が行う。

② スターターが赤旗を上げるか赤ランプが示された後、発艇号令「Go」より前にクルーが漕ぎ始めた場合。この場合、艇首がスタートラインを越えたかどうかは問わない。この認定はスターター、線審または主審が行う。

③ スターター以外の誰かが（クルー内、クルー外を問わない）偽のスタート号令を発し、それに反応してクルーが漕ぎだした場合。この認定はスターター、線審または主審が行う。

2 線審は、フォールススタートを認めたときは、当該レースを中止させるため、ただちに赤旗を振ってスターター及び主審に知らせなければならない。スタートランプ・ブザーが線審小屋にも接続されている場合、線審は赤ボタンを押して、レースを止めるシステムを直接作動させてもよい。

スターター及び主審は、フォールススタートを認めたとき、次の動作・発声によってただちにレースを中止させなければならない。この動作・発声は全艇が停止するまで、反復継続しなければならない。

① 鐘を鳴らす。

② 赤旗を振る。

③ 「止まれ（もしくはストップ）、レース中止！」と発声する。

スタートランプ・ブザーを使用している場合は、線審が赤ランプを点灯させた

ことを知ると同時に、スターターは赤ランプを点灯させるとともに、反復するブザー音を鳴らす。赤ランプの点灯とブザー音は、全艇が停止するまで継続する。

3 フォールススタートに対するペナルティーは、次のとおりとする。

(1) 線審は上記①または②のフォールススタートを行ったクルー名をスターターに伝える。スターターは当該クルーにイエローカードを与える。

(2) もし複数のクルーが①または②のフォールススタートを行った場合、線審は意図的かつ先導的にフォールススタートを引き起こしたクルーと、その艇・クルーの動きに誘発されて受動的にフォールススタートを引き起こしたクルーを区別し、スターターに伝える。

スターターは前者にイエローカードを与え、後者には与えない。

(3) 第1項③のフォールススタートが起こった場合、偽のスタート号令を発した人物をスターター、線審または主審が特定でき、かつその人物の所属団体のクルーが当該レースに出漕している場合は、そのクルーにイエローカードを与える。

偽のスタート号令を発した人物を特定できたが、当該レースには関係のない人物であった場合、スターター、線審または主審はその人物にけん責を与える。

偽のスタート号令を発した人物を特定できなかった場合は、不問に付す。

4 線審からフォールススタートを行ったクルーの名前を通知されたスターターは、当該クルーがスタート位置へ戻った時、フォールススタートを行ったことを告げ、イエローカードを与える。

さらにスターターはスタートポンツーンのスタッフに対し、イエローカードを示す黄色のマーカー、またはレッドカードの場合には赤いマーカーを、フォールススタートを行ったクルーのスタートフィンガーのそばに置くよう指示する。

同じレースで2度フォールススタートを行うとレッドカード(除外)となる。

5 フォールススタートの後、スターターはロールコールからスタート手順を再び始めなければならない。

【新設－FISAルールに準拠】

第47条(正常でないスタート)

1 適切なスタートではなかったが、その責任がクルーにはない場合、スターターまたは主審は「正常でないスタート」と認定する。

2 「正常でないスタート」であった場合、原則としてスタートをやり直す。「正常でないスタート」には以下の場合がある。

① スタート号令を発するスピーカーの不調のため、クルーがスタート号令を聴取できなかった。

② スタートランプが点灯しなかった。

③ その他のスタート設備(スタートポンツーン、スタートフィンガー、ステイクポート、ブイ、ワイヤーその他)の不調あるいは設営不備のために、スタートに支障を来した場合。

④ 審判・スタッフの人為的なミスによってスタートに支障を来した場合。

【新設－FISAルールに準拠】

第 48 条（スタートでの異議申立て）

スタートでイエローカードもしくはレッドカードを受けたクルーは、その場で主審またはスターターに直接異議を申し立てることができる。主審またはスターターは、その異議に対して直ちに決定を行い、即座に異議を申し立てたクルー、当該レースの他のクルー、及び審判長と他の大会役員にその決定を伝えなければならない。

【新設－FISAルールに準拠】

第 49 条（スタートエリアにおける主審の優位性）

スタートエリアにおいて、スターター及び線審は、特別に与えられた権限・任務を除き、主審の下位に位置する。

【現行第 39 条改定－規定の詳細化・具体化】

第 50 条（レース中の操舵に対するクルーの責任）

- 1 レース中のすべてのクルーは、本規則に従い、自己の漕行・操舵に関するすべての責任を負わなければならない。
- 2 各クルーは、レースの最初から最後まで、自己の使用のために割り当てられたレーン内で完全に（オールを含め）漕行しなければならない。
- 3 もしクルーが自己のレーンを外れて以下のことが生じる場合は、当該クルーは主審から事前の警告の有無にかかわらず、ペナルティーを受けることがある。
 - ① 艇またはオールが自己のレーン以外のレーンに侵入し、そのレーンの専有権を有するクルーの進行を妨害する場合（例：水をかき乱す、接触・衝突する、視界を遮る、恐怖心を与えるその他）。
 - ② 自己のレーンを外れることによって自己を有利にする場合（例：風・波の影響を受けにくくする）。

【現行第 40 条改定－規定の詳細化・具体化】

第 51 条（主審の任務）

主審は赤旗、白旗、鐘を携行して主審艇に乗艇し、レースを後方から追航し、その責任においてレース中の各艇の漕跡の正当性を判断する。

【現行第 42 条改定－規定の詳細化・具体化】

第 52 条（主審のクルーへの操舵指示：警告）

- 1 主審は、クルーに進路または操舵に関する指示を与えてはならない。ただし、下記の場合に限って、「警告」として特定のクルーに操舵指示を与えることがで

きる。

- (1) 自己のレーンを外れて他艇を妨害するおそれがある場合
 - (2) 自己のレーンを外れて他艇または障害物と接触・衝突を起こす危険がある場合
- 2 警告の方法は、白旗を挙上してクルー名を呼び、危険を回避する方向へ白旗を倒して、操舵指示を行う。
- 3 同一レースで警告を繰り返し受ける場合、警告に従おうとしない場合、主審は当該クルーにイエローカードを与えることができる。

【新設－FISAルールに準拠】

第 53 条（レースの中止）

- 1 主審は以下の場合、レースを中止し、レースに参加している全クルーを停止させなければならない。
- (1) ある艇が自己のレーンを外れて他艇と接触・衝突または妨害を引き起こし、その結果、被害を受けたクルーが漕行不能に陥る、あるいはレースを続行しても獲得順位を下げる事が明らかな場合。
 - (2) あるレーンに障害物が流入・侵入あるいは出現し、当該レーンを漕ぐ艇に危険が切迫している場合。
- 2 レースを中止した場合、主審はその原因を引き起こしたクルーと、不利益を被ったクルーを明確にしなければならない。それに基づいて、以下の措置をとる。
- (1) 前項 (1) の場合
接触・衝突または妨害を引き起こしたクルーにレッドカードを与えて除外とし、接触・衝突または妨害発生時にまだフィニッシュラインを通過していないクルーによる再レースを行わせる。
 - (2) 前項 (2) の場合
レース中止時にまだフィニッシュラインを通過していないクルーによる再レースを行う。

【新設－FISAルールに準拠】

第 54 条（特定クルーに対する停止命令）

- 1 主審は、特定の艇が自己のレーンを外れて、回漕レーンあるいはさらに外の障害物（例：回漕艇、待機中の各種舟艇、ポンツーン、岸壁、岩礁など）に衝突する危険が切迫している場合、レースを中止せずに、レース中の特定の艇のみを停止させることができる。
- 2 前項の停止の方法は、次の手順による。
- (1) 主審は白旗（赤旗ではない！）を垂直方向に上げて当該クルー名を呼び、「止まれ（もしくはストップ）」と命令する。
 - (2) 「止まれ（もしくはストップ）」と命令されたクルーは直ちに停止しなければならない。
 - (3) 危険を回避し、主審が許可した場合、当該クルーはレースを終えるために再

び漕ぎ始めることができる。

3 第1項の停止の措置は、以下の2つの要件が満たされている場合に限る。

(1) クルーに重大な危険が切迫しており、その艇を強制的に停止させる以外にその危険を回避することができない状況であること。

(2) この危険を招いた責任が当該クルーにあることが明白であること。

4 主審は、レース全体を止めるのか(第53条1項)、特定の艇のみを止めるのか(本条1項)を、相当の注意をもって慎重かつ瞬時に判断しなければならない。

【現行第43条改定－規定の詳細化・具体化】

第55条(レース中の接触・妨害に対する処置)

1 レース中に接触あるいは妨害が生じた場合、主審は諸状況を勘案して(例:発生した地点、艇差、次のラウンドへの進出クルー数、レースの進行状況)、第54条を適用せずにレースを続行させてもよい。

2 前項の場合、主審は、全艇がフィニッシュラインを通過してから、次の各号の中で最も適切な処置をとらなければならない。

(1) レース中の接触あるいは妨害がレースの結果(順位)にまったく影響を及ぼさないごく軽微なものと判断した場合は、レースを続行する。レース終了後にクルーから異議申立てがなければ、レースを成立させる。

接触・妨害を受けたクルーから異議申立てがあった場合は、レースの結果(順位)に影響がなかったことを理由に、異議を却下する。

(2) レースを続行させて、フィニッシュライン通過順に着順を決める。ただし、接触あるいは妨害を引き起こしたクルーにはレッドカードを与えて除外する。

(3) 接触・妨害を引き起こしたクルーにレッドカードを与えて除外として、他のクルーの中でこの接触・妨害によって着順に影響があったことが合理的に判断できるクルーのみで再レースを行わせる。

【新設－FISAルールに準拠】

第56条(不利益の救済等)

1 もしあるクルーが不利益を被った場合、主審は、妨害を引き起こしたクルーにペナルティーを科すだけでなく、本規則に定められた範囲内で最も合理的な方法によって、その不利益を受けたクルーを救済しなければならない。

2 再レースを行う場合、接触・妨害によって着順に影響があったクルーのみで行うべきで、接触・妨害がなくても同じ着順となることが確定している、もしくは明白であるクルーには再レースを行わない。

【現行第54条と同旨】

第57条(再レースの設定)

主審から再レースの具申を受けた審判長は、ただちに競漕委員会に再レースの設定

(日、スタート時刻、レーンなど)を依頼する。

【現行第 44 条と同旨】

第 58 条 (レース中の艇の故障等)

- 1 レース中の不可抗力による障害(例:魚が艇内に飛び込む、水中植物がオール・ラダーに絡まる、漂流物が艇・オールに衝突する)または艇の故障等を理由に、クルーは主審にレースの中止を求めることはできない。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合、その障害、故障の状況により、主審は、レースを中止して再レースを行うことができる。
 - (1) 他艇による接触によって艇・オールに障害が生じた場合。
 - (2) 前項の「不可抗力による障害」が、主催者側のコースの設置・管理の不備に起因するもので、その障害がレース結果(着順)に重大な影響(順位決定への影響を含め、勝ち上がりに影響しない場合は除く。)を及ぼした場合
 - (3) 配艇制度で行われている大会で、スタート後 100m までの間に艇の故障が発生した場合。

【現行第 46 条と同旨】

第 59 条 (損害の補償)

レース中の接触により他艇に与えた損害は、接触を引き起こしたクルーの所属団体が補償するものとする。

【現行第 48 条と同旨】

第 60 条 (主審艇)

- 1 主審艇に乗艇できるのは主審と操縦者のみとする。ただし、審判長が特に認めた者(例:審判教育を受ける審判員とその指導者、補助員等大会運営上必要な者等)の同乗は差し支えない。
- 2 主審艇は以下の構造・性能を有することとする。
 - ① レースを十分追航できる速力。
 - ② 円滑な操舵機能。
 - ③ 主審が立った姿勢で号令を発し、動作できる設備と構造(足場、ロープ、譜面台、赤旗・白旗・鐘等の審判用具を身近に置くスペース等)。
 - ④ スピーカー(備え付けあるいは主審が持参でも可)。
- 3 主審艇にはいかなる種類の旗、のぼりの類を立ててはならない。サンシェードを使用する場合は回漕中もしくは待機中のみとし、白色かそれに近い淡い色に限る。

【新設 - FISA ルールに準拠】

第 61 条 (ゾーン審判法)

- 1 理事会は、当協会主催または主管の大会で、主審艇の追航・回航によって生じる引き波のレースへの影響を排除する必要があると判断した場合、レースの主審を、複数の静止した、あるいはレースすべてを追航しない主審艇で分担して行う方法 (ゾーン審判法) の採択を決定できる。
- 2 前項の採択決定の場合、当該大会の競漕委員会と審判長は、ゾーン審判法に必要なガイドラインを作成し、担当部署に必要な人員・設備・資材の調達を指示しなければならない。
- 3 天候やレース間隔その他の状況によって、ゾーン審判法を採るまでもないと審判長が判断した場合、残りのレースを 1 人の主審が追航する従来からの審判法に戻すことができる。

【現行第 49 条と同旨】

第 62 条 (レースの完漕・成立・保留)

- 1 スタートした各クルーは、その艇首がフィニッシュラインを通過したとき、そのレースを完漕したものとする。その着順は判定員が決定する。
- 2 レースに参加した全艇がフィニッシュラインを通過した後、そのレースが正常に行われたと認めたとき、主審は遅滞なく白旗をかかげて、その旨を全クルーと判定員に知らせなければならない
- 3 レース中に問題が生じ、その着順がフィニッシュライン通過順にならない可能性があるとき、主審は赤旗をかかげて、全クルーと判定員に知らせなければならない。

【現行第 50 条と同旨】

第 63 条 (判定員)

- 1 判定員は公認審判員の資格を有し、フィニッシュタワー (判定塔) 内に位置し、各艇首がフィニッシュラインを通過する順番を判定する。
- 2 判定員は、レースが成立したことを確認し、その結果が有効であることに責任を負う。

【現行第 50 条と同旨】

第 64 条 (判定方法)

判定方法には、フォトフィニッシュと目視がある。

【現行第 51 条と同旨】

第 65 条 (参加・欠如)

- 1 いかなるクルーも、定員を欠いてレースに参加することはできない。
- 2 レース中、不可抗力により漕手が水中に落ち、その漕手を欠いたままフィニッシュラインを通過した場合、当該クルーは完漕したものとみなし着順を付与する。
- 3 舵手を欠いてフィニッシュラインを通過したクルーはレッドカード (除外) とする。
- 4 シングルスカル漕手が落水したとき、以下の場合は着順を認める。
 - (1) 落水後、自力で乗艇し、フィニッシュラインを通過した場合。
 - (2) 落水後、自力で乗艇しようとするがうまくいかず、それを繰り返すうちに流れに乗って、艇と落水した漕手が一体となったままフィニッシュラインを通過した場合。

【現行第 52 条と同旨】

第 66 条 (同着)

2 ないしそれ以上の艇のフィニッシュが近すぎて、いずれが先にフィニッシュラインを通過したかを決定できない場合、関係するクルーの中で、結果は同着 (Dead-heats) とされる。

【新設 - FISA ルールに準拠】

第 67 条 (レース未完漕)

次のクルーはレースを完漕していないのでレッドカード (除外) となり、以降の当該種目の全ラウンドに出漕できない。ただし、決勝、順位決定戦では、最下位付置とする。

- (1) 棄権、放棄、スタート定刻に遅れたためにレースに参加できなかったクルー: 「DNS」 (スタートしなかった) と記録する。
- (2) スターターのスタート号令にかかわらずスタートしなかったクルー: 「DNS」 (スタートしなかった) と記録する。
- (3) 主審の宣告を待たずにレースを中止し、フィニッシュラインを通過しなかったクルー: 「DNF」 (フィニッシュしなかった) と記録する。

【現行第 53 条と同旨】

第 68 条 (不戦勝)

レースに参加する他のクルーのすべてが競漕権を失ったときは、競漕権を保有するクルーを勝者とみなし、当該レースは行わない。

【現行第 57 条と同旨】

第 69 条（クルー関係者の禁止事項）

- 1 クルー関係者は、次の各号の行為を行ってはならない。
 - (1) 競漕委員会の許可なく、レース中、コースに沿ってクルーに伴走すること。
 - (2) 審判長の許可なく、クルーに関係ある船艇をレースに随伴させること。
 - (3) レース中、無線装置や拡声器で、艇外からクルーに助言や指示を与えること。
- 2 競漕委員会及び審判長は、前項に違反したクルー関係者に相応のペナルティーを科すことができる。

【現行第 58 条と同旨】

第 70 条（立入禁止区域）

競漕委員会は、レース中のコース兩岸の一定範囲を立入禁止区域とすることができる。

【現行第 59 条と同旨】

第 71 条（厳禁事項）

- クルー関係者は、次の各号の行為を行ってはならない。
- (1) レース中（航行ルールが適用されている全時間帯）、艇内に無線通信機器を持込むこと（使用の有無は問わない。）。
 - (2) 水の物性または水と船体の境界面の物性を変えるような物質または構造の使用（例：リブレット流れ方向に規則正しく並べられた三角形や矩形の微少な溝群）
 - (3) ドーピングもしくはドーピングテストの拒否、妨害、陥れ。

【新設－FISAルールに準拠】

第 72 条（許可データ）

- 1 レース中（航行ルールが適用されている全時間帯）のクルーに提供が許されるデータは、以下の情報のみとする。
 - (1) タイム
 - (2) ストローク・レート
 - (3) 艇速/加速度
 - (4) 心拍数
- 2 前項の情報は「許可データ」と呼ばれ、「許可データ」を収集するための機器や装置の持込みは許可される。さらに、「許可データ」を加工した情報がレース後の使用の目的のためにレース中記録されることも許可される。
- 3 クルーもしくはその関係者は、「許可データ」以外のデータや情報を、レース中に計測、記録、保存してはならない。

第 73 条（安全確保）

- 1 救命艇は各レースにおいて主審艇に随伴するか、あるいは定位置に待機し、アスリートの生命に危険を認めたとき、機を失せず救助にあたる。
- 2 救命艇には、できる限り潜水夫を用意する。
- 3 応急医療施設の設置と運営は、大会主催者または主管者の責任とする。

第 9 章 マシンローイング

第 74 条（マシンローイング大会における本規則の適用）

日本国内で実施されるマシンローイング大会では、マシンローイング規定に特に定めのない限り、本規則が適用される。

第 10 章 マスターズ・ローイング

第 75 条（マスターズ・ローイングにおける本規則の適用）

日本国内で実施されるマスターズ・ローイング大会では、マスターズ・ローイング規定に特に定めのない限り、本規則が適用される。

第 11 章 パラローイング

第 76 条（パラローイングにおける本規則の適用）

日本国内で実施されるパラローイング大会では、パラローイング規定に特に定めのない限り、本規則が適用される。

第 12 章 アンチ・ドーピング

第 77 条（ドーピング及びアンチ・ドーピング関係）

- 1 ドーピングは厳禁とされる。
- 2 ボート競技及びこれに関連するローイングにおいて、ドーピング規則に違反した者は、その違反の程度及び悪質具合等に応じ、罰則（すべてのローイング関係競技からの追放を含む。）が科されることがある。
- 3 本規則におけるアンチ・ドーピング関連規定及びドーピング違反に関する規定

は、世界アンチ・ドーピング規定とその細則及びFISAアンチ・ドーピング細則を準用する。その詳細は、アンチ・ドーピング規定に定める。

第13章 商品その他の事項

第78条（表彰関係）

アスリートには優勝旗、優勝杯など、あるいは賞金その他有価証券なども含めた賞品を授与することができる。なお、優勝者の記録は長く保存するものとする。

第14章 本規則の理念・精神等

【新設－基本理念等の再確認】

第79条（相互信頼・相互尊敬）

- 1 すべてのアスリートは公平に競技し、競技相手と大会役員に敬意をもって接しなければならず、レース・スケジュール通りにスタートし、水上でも陸上でも、大会役員の指示に従わなければならない。
- 2 すべての大会役員、競技スタッフは、アスリートが日頃のトレーニングの成果を大会で十分に発揮できるよう、相当の注意をもって職務を遂行するものとする。

【新設－コンプライアンス姿勢の確認】

第80条（コンプライアンスの重視）

すべてのボート関係者（アスリート、指導者、大会役員、観客など）は、大会の規模や水準等に関わらず、本規則及び関連規則の趣旨や目的を理解し、各規定を自発的・主体的に遵守しなければならない。

第15章 不服申立て等

【新設－FISAルールに準拠】

第81条（異議申立て）

- 1 レースに関する、クルーから審判に対しての異議申立ては、当該審判（第一段階）、不服審査委員会（第二段階）、裁定委員会（第三段階）の順とする。
- 2 前項の第一段階の異議は、やむを得ない理由がある場合を除き、上陸以前にク

ルーから挙手等の明示の方法で、主審に申し出なければならない。

3 第1項の審判に対する異議申立の詳細は、競漕細則において定める。

【新設－不服申立機会の付与・要件等】

第82条（不服申立）

- 1 審判の決定に対して不服がある競技者は、当協会所定の書式により、当該決定の告知後1時間以内に、その所属団体の代表者もしくは代理人を通じる等して、審判の資格を有する者3名（当該決定を下した審判以外の者）で構成される不服審査委員会に対し、不服を申し立てることができる。この不服申立に際し、費用の負担は要しない。
- 2 申立てを受けた不服審査委員会は、大会の運営・進行などに支障のないよう、速やかに審査を行い、その審査結果を申立人に告知するものとする。
- 3 不服を棄却（不服に理由のない場合）もしくは却下（不服申立の要件を欠く場合）する決定に対しては、その告知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、裁定委員会規定の定めるところにより、裁定の申立てをすることができる。

【現行第64条改定－規定の詳細化】

第83条（規定外事項）

- 1 競漕委員会、審判および大会役員は、本規則に定められていない突発的な事案に迅速に対応するため、合議の上、暫定的な判断を下す権限を有する。
- 2 前項の判断の内容は大会の報告書に詳述して理事会に報告し、理事会の承認を受けるとともに、本規則の付加・変更等を要するときには、その結果を反映させるものとする。

【新設－適切なフォローアップ】

第84条（FISAルールへの準拠）

当協会は、FISAルールの改訂の内容を迅速に精査し、速やかに本規則に反映するよう努めるものとする。

【新設－改廃権限の明確化】

第85条（規則等の改廃）

本規則の改定・廃止等の変更は、当協会の理事会が発議し、社員総会の承認を得なければならない。ただし、細則や本規則の規定を実施するために必要な細目を定める各種の規定については、当協会の理事会の決議で改定・廃止等を行うことができる。

- 附則 1 本規則は平成 21 年 5 月 30 日「社団法人日本ボート協会通常総会」において承認され、平成 21 年 6 月 1 日以降効力を発する。
- 附則 2 本規則は平成 25 年 6 月 15 日「公益社団法人日本ボート協会社員総会」において承認され、平成 25 年 8 月 19 日以降効力を発する。
- 附則 3 本規則は平成 27 年〇月〇日「公益社団法人日本ボート協会社員総会」において承認され、平成 27 年 10 月〇日以降効力を発する。
- 附則 4 本規則は 2019 年〇月〇日「公益社団法人日本ボート協会社員総会」において承認され、2020 年 4 月 1 日以降効力を発する。